

令和3年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（基本税率の変更）

要望元：厚生労働省医政局経済課

経済産業省製造産業局素材産業課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		手袋（厚さが 0.2 ミリ未満のものに限る。）のうち塩化ビニルの重合体製のもの （以下、「PVC 手袋」という。）								
改正要望の内容		PVC 手袋について、基本税率の無税化								
税 番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			W T O 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
39.26		その他のプラスチック製品及び第 39.01 項から第 39.14 項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品								
3926.20	000	衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含む）	5.8%	-	無税	5.8%	-	無税	4.8%	
	新設	手袋（厚さが 0.2 ミリ未満のものに限る。）のうち塩化ビニルの重合体製のもの				無税				
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		令和3年4月1日以降								
改正を要望する品目又は制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>PVC 手袋は、医療・介護福祉現場で日々大量に使用される重要な個人防護具（PPE）の1つであり、感染症対策や汚物処理等の様々な場面で使用がされている。このような製品特徴から、安価で生産可能な中国等への生産拠点集中が起きている。</p> <p>また、我が国はほぼ全量が輸入であり、PVC 手袋を調達する各社へのヒアリングによれば、約8割弱が中国からの輸入となっている。</p> <p>② 問題点</p> <p>PVC 手袋の主要生産国は中国であり、関税率 4.8%が課せられているため、国内 PVC 手袋ユーザーのコスト負担となっている。</p> <p>また、今回の新型コロナウイルスの感染拡大により、欧米各国による高値での買取り及び中国政府による調達によって、中国製 PVC 手袋の急激な価格高騰が生じており、PVC 手袋の需給は世界的に逼迫しているところ。</p> <p>PVC 手袋を調達する各社へのヒアリングによると、新型コロナウイルスの影響が顕在化する前の令和元年 12 月頃では中国製造業者からの調達価格は 1,000 枚当たり 15 ドル前後で推移していたが、顕在化後急激に値上がりし、令和 2 年 7 月</p>								

	<p>においては 50 ドル前後まで上昇しており、この値上がりは今後も続くことが予想される。</p> <p>これに伴い、中国から PVC 手袋を調達する各社は、このような調達価格高騰による在庫リスク（価格転嫁して販売できないリスク）を回避するため、PVC 手袋の調達を控える動きが出始めている。</p> <p>更に、我が国は PVC 手袋のほぼ全量を輸入によって調達しており、国内に生産拠点がほぼないため代替供給は難しく、輸入量が減少すると国内の医療・介護福祉施設等による購入に支障をきたすおそれがある。</p> <p>また、PVC 手袋を調達する各社が、調達価格を小売販売価格に転嫁した場合において、顧客である病院や介護福祉施設等では価格の高騰により、必要量が購入できないおそれやコスト増加による経営への影響も考えられる。</p>
<p>改正の必要性と目的達成の見通し</p>	<p>① 改正の方向性</p> <p>今回の新型コロナウイルス感染拡大による PVC 手袋の急激な価格高騰に伴う関税負担額の増加は、医療・介護福祉施設といったユーザーの購入や、当該施設での雇用の確保や経営に支障をきたし、最終的には国民が健康な生活を営むための医療・介護行為の制限につながるおそれがある。この事態を回避すべく、PVC 手袋については関税を無税化し、ユーザーの負担を軽減することが必要。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>令和 3 年 4 月 1 日以降</p>
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>PVC 手袋の価格高騰及びその供給に懸念がある中、当該関税が無税化されれば、輸入業者はその分 PVC 手袋を安くユーザーに届けることが可能となり、国内における PVC 手袋の円滑な供給に貢献する。更に、価格があまりにも高騰していることから、輸入業者が在庫リスク回避のために PVC 手袋を買い控えるとの懸念の解決が期待できる。</p> <p>また、PVC 手袋の主なユーザーは医療・介護福祉施設であり、これら施設は衛生面確保の観点から一作業ごとに基本 PVC 手袋を使い捨てるため大量の PVC 手袋が必要。コロナ禍により、医療・介護福祉施設の経営も著しく厳しくなっている中、PVC 手袋の価格高騰は負担となっており、関税無税化によりこれら負担の軽減が期待できる。</p> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>令和 2 年 7 月時点で、国内で PVC 手袋の生産ラインを保有しているのは 1 社のみだが、特別注文が入った場合のみ生産している。平時に製造する国内生産者は存在しないため、国内産業への悪影響はないと考えられる。</p> <p>③ 改正の妥当性</p> <p>改正によって期待できる効果が大きく、悪影響はないため、妥当である。</p>

政策評価・関連措置	<p>① 本要望に関連する政策評価 —</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係 —</p> <p>③ 政府方針と改正の関係 —</p> <p>④ 関連措置 新型コロナウイルスによって平時より増加した医療・介護福祉現場の需要分については、政府調達を進めており、それら使い捨て手袋については「新型コロナウイルス感染症対策に係る救援物資」として優先通関の対象になっているため、関税定率法第 15 条第 1 項第 3 号の適用により、令和 2 年 4 月頃から関税が免除されている。</p> <p>また、現在 PVC 手袋の統計分類が存在せず、正確な輸入量・金額を把握できない状態にあるため、令和 3 年 1 月の輸出入統計品目表の改正プロセスにおいて他の医療・介護用使い捨て手袋とともに細分新設を要望している。</p>

○ 改正経緯

これまでの改正状況	—
措置による効果	—